

令和6年 7月 3日

開会 午後2時40分

閉会 午後3時39分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 承認第1号 専決処分の承認を求める件（兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更について）
- 第5 第8号議案 北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 第6 第9号議案 小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）購入の件
- 第7 第10号議案 救助工作車（Ⅱ型）購入の件
- 第8 第11号議案 高規格救急自動車購入の件
- 第9 同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件
- 第10 同意第2号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 村岡栄紀君
- 2番 下江一将君
- 3番 中村龍治君
- 4番 清水俊博君
- 5番 浅田康子君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 足立吉継君

4 説明のため出席した理事者（18名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市長	高橋晴彦君
加東市長	岩根正君
多可町長	吉田一四君
西脇市副市長	藤原良規君

消防担当課長

西脇市防災安全課長	山上公平君
加西市政策部防災課長	中島泰秀君
加東市総務財政部参事兼防災課長	長谷田克彦君
多可町生活安全課長	今中大祐君

消防本部

消防長	東田幸策君
消防部長	小西康夫君
警防部長	岩城雅史君
西脇消防署長	森脇浩君
加西消防署長	小林克樹君
加東消防署長	池嶋仁介君
総務課長	神田富弘君
企画財政課長	片岡和仁君
警防課長	北藤慶彦君

5 出席事務局職員（3名）

総務課長	神田富弘君
総務課課長補佐	長濱央治君
総務課係長	山口令君

○議長（村岡栄紀君） 失礼いたします。

第51回北はりま消防組合議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶をいただきます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 第51回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたしますに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、本臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席いただき、また、日頃から当組合の運営につきましても、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、今年の梅雨は、全国的に平年より遅い梅雨入りになりました。梅雨期は曇りや雨の日が多く、日々の生活に様々な影響を与えるほか、大雨や集中豪雨により、甚大な被害を発生させるおそれがあります。

当組合管内においても、大きな被害の発生は十分に予測される所であり、各種災害対応に対しましては、地域住民の方々に安全と安心を提供できるよう、全力で取り組んでいきたいと思っております。

本日、提案させていただきます案件につきましては、御案内のとおり、承認1件、条例改正1件、車両購入3件、人事案件2件でございます。

慎重に御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（村岡栄紀君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後2時40分 開会

開 会 宣 言

○議長（村岡栄紀君） ただいまの議員の出席数は8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第51回北はりま消防組合議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。総務課長より報告させます。

総務課長。

○総務課長（神田富弘君） 命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため本臨時会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定によ

る出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から、例月出納検査結果が提出されましたので、お手元に配布しております。

以上で報告を終わります。

○議長（村岡栄紀君） 以上をもちまして、報告は終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村岡栄紀君） これより、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により議長から指名いたします。6番、丸岡弘満議員、7番、大畑一千代議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日にいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 副議長の選挙

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。副議長に、下江一将議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました下江一将議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました下江一将議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました下江一将議員が議場におられますので、本席から副議長の当選告知をいたします。

下江一将副議長、御挨拶をお願いします。

下江副議長。

○副議長（下江一将君） 失礼いたします。

ただいま皆様方から御推挙いただき、副議長に当選させていただきました下江でございます。

議長の補佐役として議会運営に尽力し、北はりま消防組合の発展と地域の安全確保に努めてまいります。皆様方の御協力、御指導をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（村岡栄紀君） 副議長の御挨拶が終わりました。

日程第4 承認第1号

専決処分の承認を求める件（兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について）

○議長（村岡栄紀君） 次は、日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求める件（兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更について）を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 承認第1号 専決処分の承認を求める件につきまして、御説明申し上げます。

当該議案につきましては、兵庫県市町村退職手当組合同約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしておりますので、その内容について同条第3項の規定により報告及び承認を求めるものでございます。

専決の内容につきましては、要旨を御覧ください。

まず、協議理由につきましては、兵庫県民会館の耐震診断等により、兵庫県市町村職員退職手当組合が事務所の移転を求められたもので、移転に伴い事務所の位置を変更することから、規約の一部を変更する必要性が生じたことによるものでございます。

次に、協議内容につきましては、第4条中「神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める内容となっております。

変更後の規約の施行期日につきましては、令和6年7月1日、詳細につきましては、新旧対照表を添付いたしておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上、承認第1号 専決処分の承認を求める件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

ないようですので、これで承認第1号 専決処分の承認を求める件を終了いたします。

日程第5 第8号議案

北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第5、第8号議案 北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第8号議案 北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。要旨を御覧ください。

改正理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例により、定年引上げの段階的な移行期間において、安定的かつ効率的な消防体制を確保するため、北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、職員の定数を208人から218人に改め、定数外の職員の規定を削るとしております。

条例の施行期日につきましては、公布の日とし、詳細につきましては、本条例の改正後、改正前の表で御確認いただきますようお願いいたします。

以上、第8号議案 北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

通告に基づき、7番、大畑一千代議員の発言を許可いたします。

大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 通告の内容に基づきまして、質問させていただきます。

まず1項目なのですが、そもそもなぜこのような議案ですね、本臨時議会に提出されるのか。このような議案は定例議会で提出すべきものではないのか。これまで議会に対して、何の前触れもなく、説明もなく、いきなりこのような重要な議案、重たい議案、長期間にわたり影響がある議案、こういったものを臨時議会に提出する、こういったことはいかなるものか。まずこの考え方をお尋ねしたいと思います。

それから2点目なのですが、本年2月の定例議会においても、一般質問なり、いろいろ質問もさせていただきました。人口減少と資機材、人員の配置の在り方について質問いたしました。今回の提案内容は、その検討の内容、それから資料をいただきましたけども、

私の質問した現行の10拠点24時間体制、これを見直すべきではないかというようなことも提案させていただいて、それなりの回答をいただいたんですけども、そういったことを、はっきり申しまして無視したような形で、現行の10拠点24時間体制を前提にした検討しかなされていません。このように思うところでございます。人口が大きく減少するのに職員を増やすのは、私からすればあり得ない。一部拠点で24時間体制を諦めるなど見直せば、職員は減らせるのではないかと考えております。そういうことについて答えをいただきたいと、このように思います。

それから、広域化の目的の一つに、人員を減らすことがあったはずなんです。そういった認識を忘れられているのではないかというようなふうに思うわけでございますが、今の現時点での認識をお尋ねしたいと、このように思います。

最後ですが、定数218人は、先ほど申しましたように、10拠点24時間体制を前提にしたものでありまして、これを認めることは、将来にわたって10拠点24時間体制を承認することになってしまいます。こういったことは私は認められない、このように思っておりますので、その辺りについての考え方、今年の2月の定例会で質問し回答いただいたこと、それらをもう一度思い起こしていただいて、そのことについてのお考えをお尋ねしたい、このように思います。

以上でございます。

○議長（村岡栄紀君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 今本議案に対して大畑議員から四つの御質問がございましたが、順次お答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、議会への前触れ、説明もなしに定例会ではなく、今臨時会に上程してきたのかということでございます。今回の定数条例の改正につきましては、令和3年6月11日に公布されました地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月から施行されたことを受け、当組合における諸課題の対応のため、必要な改正を行おうとするものでございます。この案件につきましては、法改正後の課題を捉え、約3年前の令和3年9月から、幹事会、管理者会において、定数条例を含む今後必要とする対応等について検討していくことを報告し、今日に至っております。当初は令和4年10月の定例会に定数条例の改正案について上程する計画でしたが、幹事会及び構成市町の人事担当者への説明と理解を求める努力をしてみましたが、その内容につきましては、理解が得られる状況には至りませんでした。そしてようやく構成市町の人事担当者及び幹事会での一定の理解が得られた改正内容がまとまり、管理者会での承認を得まして、今臨時会での上程となっております。その間の議会への説明につきましては、組合内部の意思決定がされていない状況でございましたので、正式に報告、説明等は議会では行っておりません。しかしながら、改正を必要とする理由等につきましては、短期間ですけれども、事前に資料として配布させていただくことで御理解いただけるものと考えておりました。

なお、令和5年2月の定例会におきましては、地方公務員法の一部改正による関係条例を上程いたしました。この際、定年延長に関する質疑を受け、それに対し、様々な課題について市町担当者とも協議をしながら、現在検討している状況であるとの答弁はさせていただいております。また、重要議案は定例会で提出すべきであるとのことでございますが、先ほども説明させていただきましたが、ようやく議案として上程させていただく状況が整ったということと、それから、次年度の職員採用への影響を考慮し、今臨時会に提出となったものでございますことを御理解いただきたいと思います。

次に2点目の、人口が大きく減少するのに職員を増やすのはあり得ない。一部拠点で24時間体制を諦めるなど見直せば、職員数を減らせるのではないかと御質問でございます。確かに議員が言われますとおり、現状、人口は減少している状況でございます。しかし現行の消防情勢を見たときに、確かに人口は減少しておりますが、高齢化の進展により、救急需要は高まっている状況でございます。この状況は、まだしばらく続くと予測しております。また、火災件数は増加、減少の繰り返しをたどり、ほぼ横ばいの状況で、人口減少と直結しているものではないものと考えております。そして地震、水害等の自然災害につきましても、激甚化、頻発化しており、人口減少に関係なく発生している状況でございます。これらのことから、地域住民の安全安心のため、現行の消防体制を維持、確保していくことは必要であるものと考えており、拠点の見直し等につきましては、課題としては捉えているものの、現在のところ、検討には至っておりません。そして今回の定数条例の改正は、職員数を増強するための定数増ではなく、定年引上げの段階的移行期間に対応していくためのものであることを、御理解いただきたいと思います。

次に3点目の、広域化の目的の一つに人員を減らすことがあったはず。その認識を尋ねるということでございます。現行の職員定数208人に関しましては、北播磨3市1町消防広域化協議会におきまして、統合前のそれぞれの消防本部の条例定数、にしたか80人、加西68人、加東60人から導かれたものでございます。そしてこの208人の定数を指令台統合後の人員の効率運用等を経て、203人に減らすことを当初の構想に掲げておりました。しかし、その後において、組管内全域における基礎的消防体制の確立と全ての拠点での24時間体制の構築に向けた協議が行われ、平成27年8月に管内10拠点の署所配置が管理者会において決定されております。これに伴い、各拠点機能を確保する上で必要とする人員の検討が行われ、208人の定数では署所に配置する人員が不足することから、実働人員を確保するための定数外規定を追加した定数条例の改正が平成27年10月定例会で議決されて現状に至っております。したがって、現在の状況においては、定数を減らすということにつきましては、困難であるものと考えており、先ほど答弁させていただきましてとおり、救急等の発生状況を踏まえすと、現行の消防体制は必要であるものと捉えております。

最後に4点目の、10拠点24時間体制を見直す考えはないのかということでございます。

す。今後の人口減少というものは、当然、考えていかなければならないことであるものと認識しております。しかしながら、一方で、この広い管内をカバーしていかなければならないこともどのように捉えていくのか。このことは単純に人口減少だけで議論が進むものではないというふうには考えております。先ほども答弁させていただきましたが、平成27年8月に10拠点24時間体制が決定されました。その当時も、今後の人口減少を踏まえた上での決定であったものと認識しております。当時から比較すると、昨年は救急件数が過去最多となるなど、今後も救急需要の増加が予測され、地震等の発生も人口減少に関係なく発生している状況でございます。これを踏まえますと、今は拠点を減らす、一部の24時間体制をやめるということは、考えにくいものであると考えております。しかし、この人口減少が更に進行し、いずれは救急件数も減少していくことになるものと思われます。このような変遷を捉えたときには、現行の10拠点24時間体制について、改めて管理者会において協議、判断が必要とされるときがあるものと考えております。

以上でございます。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 御説明をいただきました。御説明をいただきましたが、私としては、やはりまず10拠点24時間体制の在り方、こういったものについては不満を持っております。今おっしゃいましたように、一項目の分から申しますと、令和4年10月に当初は予定をしておったと。それが今、令和6年ですよね。令和6年の7月にこの議案の提出に至ったと。そしたら、もう半年、要は10月の定例会であったり、あるいはこの10月の定例会ですよね、それは初めから決まっていますよね。2月に定例会をするということは決まっていますよね。そのときに、もうここまで遅れたんですよね。令和4年の10月でしたか。予定しておったけれども、今もう既に令和6年の7月なんですよ。それだけ遅れてきた。遅れてきた議案であるのに、なぜ臨時議会に出さなければならなかったのか。そりゃ来年度の採用に向けてのことはあろうかと思いますが、それだったら、令和5年度の採用はどうだったのかということも疑問に思うわけです。そういった中で、なぜ今、この臨時議会で出さなければならなかったのか。定例議会でもよかったんじゃないかというふうに思うんですよ。ここまで遅れたんだから、初めから。もっと言えば、令和3年から検討を進めてこられているということですよ。ここまで長いことかかってきたんであったら、もう半年、数か月ですね、遅らせたってよかったんじゃないか。このぐらいの大きな議案を、本当にこれもらってから一日、二日で質問事項を通告して、そして今日、こないして質疑をしますけども、大変ですよ、これ読み込むのは、なかなか。そういった中で質問をしないといけない。通告しないといけないというのは、非常に私個人としては、非常にしんどいです。そういうことを考えていただけなかったのかなというふうに、私は非常に不満を持っています。ですから、申し上げたいのは、今まで遅れたんだから、もう3か月、4か月、10月でもよかったんじゃないのか。あるいは来年2月でもよかったん

じゃないのか。令和7年向けの職員採用がどうなるか、そりゃあ不都合があるかも分かりませんが、遅れたんだから、もう一年遅れてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、まずそれをお聞きしたいというふうに思います。

それから、どうしたって先ほど申しましたように、10拠点24時間体制を前提として全てがされているわけですね。職員の採用計画っていうのは、それを前提に。ですから、これを見ますとね、最初から職員を減らすというような考え、これ次の質問とも重なりますけど、職員を減らすというような考え方はもうない。職員がね、そりゃあ育児休業のことであつたりとか、再任用、定年の延長のことであつたりとか、そりゃあ分かりますよ。分かるからといって、それだけを考えて職員を増やすというのは、私はいかがなものか。その関係で職員は増えるけども、しかしその増やさないように拠点なり24時間体制なりを見直すという努力を全くされてないというふうに私は思うんですよ。この内容を見ましたら。その辺りがどうだったのか。これを認めると、なし崩しにどんどん職員が増えてしまうんじゃないか。もともと平成27年のときにも定数外の職員の捉え方っていうんですかね、そういうのができてますよね。私それもね、それをするのは本当に正しかったのかっていう疑問は持ってます。そのことについてはもう済んだ話ですし、今回はその規定を削る代わりに職員の定数を増やすというような内容だと、私は思っているんですけど。しかし、しかしですよ、この時代の流れからいって、本当に定数を増やすことというのは妥当なのか。それには大きな疑問を持たざるを得ない。令和4年10月で予定していたけれど幹事会とかで増やすことについて理解が得られなかったっていうの、今おっしゃいましたよね。やっぱり理解が得られなかったというのは、多いから理解が得られなかったんじゃないですか。いやいや、もっと増やすべきじゃないかというようなことで得られなかったことはなかったはずですよ。議員協議会のほうでも、もっと多くの数字を示したけども、それについては理解が得られなかったというふうなことをお聞きしていますので、やはり幹事会ではそういう理解が得られなかったわけでしょう。だから今日まで遅れてきたわけなんで、もう少しその辺りのことは、定数を減らすということについては、努力すべきじゃないかなというふうに私は思っているんです。やっぱりどう考えたって今の人員、資機材の配置っていうことについては、疑問を持たざるを得ないんですよ。今日のこれを見ましても、これまでのも全てですよ。やっぱり救急車、高規格救急車、加東消防署と東条出張所2台、1台、3台。多可にも三つの出張所があつて、そこにも3台あるわけですよ。で、見ましたらね、件数見ましたら、やっぱり倍と半分ですやん。これが資機材の配置、人員の配置が適正か。誰が適正と言えと思われま、これ。一般の市民の方が見られても。やっぱりこれは早急に見直さないといけませんよ。人口が減る、それも人口が減つたって件数は増えてる。分かりますよ。増えとんの、どっこも増えてますからね、これ、はっきり言って。でも救急車の数と管内で発生しておる傷病の事件の数、出動件数、これ見ましたら、明らかに、倍と半分。これが合理的だとは私は言えない。思わない。その辺り

の考え方について、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（村岡栄紀君） 小西消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 多くの質問がありましたので、順次お答えしていきたいと思っておりますけれども、まず3年前からやってきて、そこまで遅れたんだったら次の定例会まで遅らせてくれということでしたけれども、令和4年10月には消防としてはできたらそのときには上げたいということでしたけれども、いろいろ議論を重ねる中で、令和5年については、それはちょっと出発は遅かったんですけれども、令和5年はいわゆる今の定数の208人イコール実員数で、退職者が発生しないということで、当時は、いや、今もそうですけれども、前倒し採用の関係で令和5年分はもう取れないという格好で、結果的に今ゼロになっております。先ほどの議員協議会でも言いましたけれども、合計10回の幹事会、最初の報告からすれば管理者会は合計4回やる中で、次に目指したのは前の2月の定例会ですけれども、一旦は管理者会でそこでは一応幹事会を通して上げたんですけれども、管理者会においては、もう少し考え方を整理する必要があるということで、今臨時会になりました。今臨時会になった理由は、やはり令和5年がゼロであったということで、このまま当然結果的に議決されなければできませんけれども、もう既に来年度に向けた採用が動き出しているところですので、できれば今臨時会で上程して、そして皆さんの賛同をいただいて議決いただけないと、またゼロ人採用というような状況に陥りますので、それはまず防ぎたかったというのが第一の目的で、今臨時会に提案させていただいております。

そして次に、職員を減らす考えはないか、増やすのは妥当ではないというようなことですけれども、今回のこの定数条例は、先ほど答弁させていただきましたように、人員増強を目的としたものではございません。この地公法の改正によりまして、定年引上げ、いわゆる段階的移行期間の定年引上げをしていくという中で、例えば先ほど言いましたように、隔年でしか退職者がいない関係上、隔年でしか採用ができない。そういうところで、208人のままであると、いわゆる例えば来年は本来やったらゼロ人ですけれども、そこで平準化という話をしましたけれども、例えば二人三人採用したときには、どうしても208人という数字をオーバーしてしまう。そういったことに対応していくために重きを置いたものであって、消防職員数を増やすものではないと。実質これまでも平均的に再任用も含めて、実働職員というのは218人で運用してきております。今回も上げさせていただいたのは218人。これは絶対的必要人員数が213人に定数外を廃止するものをプラス5人という格好で218人であると。ですからこれまでやってきたのが例えば200人であって、これを実働人員を218人にするのであれば、これは大畑議員の言うように人員増ということになるかと思うんですけれども、そうではなくて、あくまでもこの定年の段階的引上げに対応するために、今回の議員協議会で説明させていただいた根拠を持って218人という数字を持たせていただきましたので、実質には運用上、うちの配置状況というのは特段変わるものではございません。ですから定数を減らすべきということですので

も、やはり最低限現行の消防体制を維持、確保しなければ、今行っている地域住民の安全安心の確保というのは困難なものになるというふうに考えておりますので、今回の208人から218人というのは、数字を見れば10人増えたようには見えますけれども、決して実働のことを考えると、そういうものではないというふうに御理解いただきたいと思っております。

それから、現在の人員、資機材の配置状況についても疑問を持っておられると、これは前回の議会で私欠席をしているんですけれども、議事録を読ませていただいて一般質問を見ております。当然にして、大畑議員の言われているのは、管轄人口の多いところに、いわゆる出動件数が多いところにそれなりの人員と機材を置きなさいということでありまして、確かに人口の推移を見てみますと、加東市が横ばい、いわゆる現在人口は若干減りながらも横ばい、ほかの2市1町につきましては、確かに減っている状況。ただ、そうは言っても、大畑議員も言われましたけれども、どことも救急の件数、例えば令和元年から今年度まで見ますと、件数に差は当然ありますけれども、伸び率といえますか、それを見てみますと、例えば一番人口の少ない多可町でも1.178の伸び率があります。件数は加東市さんは多いですけれども、伸び率は1.15というような格好で、この数字だけを見れば多可町のほうが伸び率は若干上回っているというような状況です。令和に入ってから。ただ、大きく言えば、件数は加東市と、例えば加西市、西脇市は同じような2,000件台を令和5年はいっておりますけれども、多可町につきましては、これまでは1,000件を超えることはなかったんですけれども、現在は1,000件を超えるような数値となっております。先ほどからも説明しておりますとおり、24時間10拠点体制というのが決められて、今の消防情勢を見る中で、災害件数というのは増え続けている状況であると。これからすると、まず消防職員を減らすということには、なかなかならないものと考えております。それから、今現在のところは、24時間10拠点体制で今の人員と資機材をもってやっております。ただ、最後に答弁させていただきましたけれども、今後これが更に続くようなことになれば、これは先ほど言いましたように、管理者会でまた協議、検討がなされる時がくるものであると。これはどうなるかっていうのははっきりとは言えない状況ですけれども、人口減少が本当に進んでいく中であれば、例えば拠点の縮小とか、そういったことも考えていかなければならないことになるかもしれないということを考えておりますけれども、今のところはこの10拠点24時間体制を崩していくのはなかなか難しいかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（村岡栄紀君） 大畑議員。

○7番（大畑一千代君） 最後になりますけれども、やはりバランスが非常に悪い。職員の配置、資機材の配置。これはもう明らかであります。私から言わせると。この10拠点24時間体制を基に定員の管理計画、こういったものを出される。職員採用計画というも

のをつくられる。消防体制の整備計画もそうであります。全てがこの10拠点24時間体制を基にしてつくられております。それが今変わるかもしれないというふうにおっしゃいましたけれども、私は普通に考えればこれは早急に見直しに着手すべきだと、こういうふうに思います。その見直しに着手したときに、資機材については何とかあります。でも人については、職員についてはそんなに簡単に整理できるものじゃございません。体制が変わって人数が余ってきたからといって、すぐに整理する、あなたごめん辞めてくださいとかですね、そんなことができるものじゃないです。ですから、これは本当に慎重に考えて、長期にわたって考えていかないと、採用したらその職員は30年ぐらい勤めていくわけでしょう。30年、35年、あるいは定年が延長になったら40年、45年、50年になるかも分からない。そういったことを考えながら、職員の採用計画あるいは適正化計画、こういったものをしないといけないと思うんですよ。そういうことを普通に考えたら、だから幹事会においたって、そんなに簡単にこれオーケーが出なかったんじゃないんでしょうかね。そういうことを考えますと、これは10拠点24時間体制の見直し、まずそれをしながら、消防の体制の整備計画の見直し、それから定数の見直し、こういったものを同時進行で考えていかないと、後々禍根を残すことになるんじゃないか、こういうふうに私は思うんですよ。ですから、この今日説明いただきました定数条例の改正についての資料を見ますと、これ全てが10拠点24時間体制を前提にした考え方の中で組み立てられております。どこにも10拠点24時間体制を見直せば、こういうふうになりますというような一言も書いてない。これについては私は非常に不満を持っています。ですから、全てを同時に整備計画も定員も考えていかないといけないと、私はこういうふうに思うんですけれども、その辺りについての見解だけお尋ねして、もう3回目ですから、これで終わります。

○議長（村岡栄紀君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 現状、早期に将来を見据えた計画を立てていくべきということかと思えます。ただ、そこの将来を見たときに、やはり当初部長から説明がありましたように、住民一人一人を守る、安全安心を高めるというのは組合としての役割だと思えます。その中で、切り捨てるとかそういう考え方や発想はもともとないのかなと思えます。ただ、人口減少というのは現実に進んでおります。そういった中で今後どうするのかということですが、まずは消防というのは人なんだということは、議員も御理解いただけていると思えます。広域化協議の際にもやはりそういった、まず一つのもくろみとしては人員の削減というのはあったかというふうに思います。実際に203人にするんだという構想が持たれていたのは事実です。ただ、その協議の中でも人減らしばかりに走るんじゃないし、やはり安全安心を確保する上で、そこを重視していただきたいというような委員からの意見もあったように思います。協議会の議事録を見ますとね。そういったことで、必ずしも人口が減るから消防職員も減らしていくんだという考え方がどうなのか、その辺

はまた組合の中で議論いただくことになると思いますけども、現状、すぐにそういうような拠点を減らすとか、そういう方向で、消防としての考えは今のところは持っていないし、検討もしていないというのは事実です。ただ、広域を捉えた中で、限られた人員でどのように機能を高めるかという工夫は現状もやらせていただいております。その一つの例が昨年4月に発足しました特殊災害救助隊。これは署所の枠組みを超えた本部直轄部隊です。それに特別な人員を配置しているわけではないんですけれども、そういった専門知識を持った選りすぐりの隊員をあらかじめ任命して、有事の際には対応する、そういった体制を整備しました。今年の4月も火災調査支援員制度。神戸新聞にも掲載いただいたんですけども、そういう制度を設けました。実際火災の発生件数というのは、年度で異なりますけど、長いスパンでいうと減少傾向にある。その中で職員の火災調査に関わる機会も減少している。そういった中でもしっかりと調査体制を維持するということで、これも署所の枠を超えた組合全体の取組として、創意と工夫をもって創設した制度です。そのほかにもまだいろいろと検討すべき内容というのはあるんですけども、しっかりそういったところも捉えてやっていきたいというふうに考えております。

○議長（村岡栄紀君） 3回質疑が行われましたので、これで7番、大畑一千代議員の質疑を終わります。

そのほか、質疑のある方はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

7番、大畑一千代議員。

○7番（大畑一千代君） もっといろいろ質問したいこともあるんですけども、要は今の現行の10拠点24時間体制、それから資機材の配置、これにつきましては、私は不満をずっと持っておりますし、見直してほしいということも言っておりましたが、この定数改正の資料を見る限り、そういう検討が全くなされていない。このことについては受け入れるわけにはいきません。

それから、お話にありましたように、何も多可町の住民の方々を切り捨てるとか、そんな思いは全くございません。それだったら今の、例えば東条出張所、1台しか救急車がない。そのことについては以前にも原田議員も、13人の人員で東条出張所については、高速道路も抱えている、西脇北も同じ13人。これはどうなのかというような質問を亡くなられた原田議員もおっしゃいました。そういった中、そういうこともいろいろ言われて、私もそれ以後、いろいろと勉強もしましたけども、そういった見直しがなされてこない。そういったことに基づいてのこの定員の改正。おっしゃいましたように、それはもちろん定員を、今の実人員を増やすとかそういうものではないということは、中を精査すれば、

時間をかけて読めば、そして今日も説明受けましたんで、それはよく分かりましたけども、ただ、今の人員の配置、定員の考え方自体が10拠点24時間体制をずっと維持していくということ、当分の間維持していくということを前提とした考え方である以上、こういった定数の見直しについては認められない。そのことだけ申し上げて、反対討論とさせていただきます。

○議長（村岡栄紀君） 賛成討論はありませんか。

5番、浅田康子議員。

○5番（浅田康子君） 5番浅田です。

私は議案第8号に賛成の立場で討論を行います。

現在職員の定数は定数外の職員を除く208名と定められております。定数改正の根拠は実働人員213人、定数外職員を5人含む218人とするものであり、職員の増員ではありません。本議案には課題も指摘をされておりますが、定数管理には柔軟に対応していくとの考えも示されております。よって、本議案の改正により、組織体制が強化され、運用されるものと考えておりますので、議案第8号には賛成をいたします。

以上です。

○議長（村岡栄紀君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで討論を終わります。

これより第8号議案 北はりま消防組合職員定数条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（起立多数）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第9号議案

小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）購入の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第6、第9号議案 小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）購入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第9号議案 小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）購入の件につきまして、御説明申し上げます。

現在、加西消防署に配備しております小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）につきましては、平成23年度に明石市消防局から寄贈を受けたものですが、初年度登録から28年が経過し、車両本体及び積載資機材の老朽化が著しく、消防活動に支障を来すおそれがあることから、債務負担行為により令和6年度、7年度の2か年で更新整備をいたします。

なお、納入期限は令和8年3月27日とし、令和6年5月23日に制限付一般競争で入札を行いましたところ、5者が入札に参加し、有限会社西垣消防器具製作所が8,300万円で落札されましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものでございます。

購入する車両の概要及び仕様につきましては、議案に添付しております参考資料を御参照賜りたいと存じます。

以上、第9号議案 小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）購入の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第9号議案 小型動力ポンプ付水槽車（Ⅱ型）購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第10号議案

救助工作車（Ⅱ型）購入の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第7、第10号議案 救助工作車（Ⅱ型）購入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第10号議案 救助工作車（Ⅱ型）購入の件につきまして、御説明申し上げます。

現在、西脇消防署に配備しております救助工作車（Ⅱ型）につきましては、平成16年12月の購入から20年が経過し、車両本体及び積載資機材の老朽化が著しく、消防活動に支障を来すおそれがあることから、車両更新基準に基づき更新整備をするもので、債務負担行為により令和6年度、7年度の2か年で整備をいたします。

なお、納入期限は令和8年2月27日とし、令和6年5月23日に制限付一般競争で入札を行いましたところ、3者が入札に参加し、有限会社西垣消防器具製作所が1億8,2

80万円で落札されましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものでございます。

購入する車両の概要及び仕様につきましては、議案に添付しております参考資料を御参照賜りたいと存じます。

以上、第10号議案 救助工作車（Ⅱ型）購入の件についての説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第10号議案 救助工作車（Ⅱ型）購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第11号議案

高規格救急自動車購入の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第8、第11号議案 高規格救急自動車購入の件を議題といたします。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第11号議案 高規格救急自動車購入の件につきまして、御説明申し上げます。

現在、加西消防署及び加東消防署に配備しております高規格救急自動車につきましては、いずれも車両本体及び積載資機材の老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来すおそれがあることから、車両更新基準に基づき今年度2台を更新整備いたします。

なお、令和6年5月23日に制限付一般競争で入札を行いましたところ、2者が入札に参加し、兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所が5,560万円で落札されましたので、北はりま消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案するものでございます。

購入する車両の概要及び仕様につきましては、議案に添付しております参考資料を御参

照賜りたいと存じます。

以上、第11号議案 高規格救急自動車購入の件についての説明とさせていただきます。
御審議の上、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これより第11号議案 高規格救急自動車購入の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 同意第1号

北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第9、同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、大畑一千代議員の退席を求めます。

今退場されました。

提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 同意第1号 北はりま消防組合監査委員の選任の件につきまして、御説明申し上げます。

北はりま消防組合議会議員のうちから監査委員としてその任に当たっていただいております丸岡弘満議員から、その職を辞したい旨の届出がございましたので、それを受理いたしました。つきましては、北はりま消防組合議会議員のうちから監査委員として新たに、加東市下鴨川604番地100、大畑一千代議員を適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。人事の案件でございますので、満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提出者の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより同意第1号 北はりま消防組合監査委員（組合議会議員）の選任の件を採決いたします。

本案について同意することに賛成の議員は起立願います。

（起立全員）

○議長（村岡栄紀君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

本件の採決が終わりましたので、7番、大畑一千代議員の入場を許可いたします。

日程第10 同意第2号

北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件

○議長（村岡栄紀君） 次に、日程第10、同意第2号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 同意第2号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件につきまして、御説明申し上げます。

当組合の公平委員は地方公務員法第9条の2第1項の規定により、3名の委員に御就任いただきます。

このたび角田幸子氏の任期は来る7月31日をもって満了となります。角田氏は北はりま消防組合公平委員会委員として、令和2年8月1日に御就任されて以来、4年間にわたり常に公平中立の立場を貫かれ、公平制度の円滑な運営に御貢献を賜りました。このたび令和5年12月に西脇市公平委員会委員に再任されたことから、角田氏を北はりま消防組合公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。角田氏は人格高潔で信望が厚く、豊かな御経験と卓越した識見をお持ちで、公平委員会委員としてふさわしい方であると確信しております。

なお、任期は令和6年8月1日から4年間となります。角田氏の略歴につきましては、別紙に添付いたしておりますので、お目通し賜りたいと存じます。

人事の案件でございますので、何とぞ満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（村岡栄紀君） 提出者の説明が終わりました。

人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村岡栄紀君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これより同意第2号 北はりま消防組合公平委員会委員の選任の件を採決いたします。

本案について同意することに賛成の議員は起立願います。

(起立全員)

○議長(村岡栄紀君) 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は議了いたしました。

これをもって、第51回北はりま消防組合議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村岡栄紀君) 異議なしと認め、第51回北はりま消防組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時39分閉会

挨拶

○議長(村岡栄紀君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期臨時会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により、滞りなく議了できましたことを厚くお礼申し上げます。

管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

議員各位におかれましては、健康に十分留意され、消防行政の積極的推進と、地域住民の安全安心に御尽力賜らんことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から、御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者(片山象三君) 第51回北はりま消防組合議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日、お諮りいたしました案件につきまして、慎重に御審議をいただき、いずれも原案のとおり御決定を賜りました。心からお礼を申し上げます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、北はりま消防は今後も皆様の付託に応え、地域の皆様に安全と安心の提供ができるよう、消防体制の充実、強化に努めてまいります。議員各位におかれましては、御健勝にて御活躍いただきますことを御祈念申し上げ、今後とも北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(村岡栄紀君) 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 村岡栄紀

会議録署名議員 丸岡弘満

会議録署名議員 大畑一千代